

令和 2年 4月23日

営業許可書

営業所住所 東京都港区白金台五丁目15番10号

営業所氏名 MERCER MANAGEMENT株式会社

(法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地)

令和 2年 4月20日付けで申請のあった営業については、食品衛生法第52条の規定により下記のように許可します。

港区みなと保健所長 松本 加代



記

1 営業所所在地 (営業地) 東京都港区白金台五丁目15番10号

2 営業所の名称、屋号又は商号 MERCER LOUNGE

3 許可事項

0000067387

営業の種類	許可番号	許可の条件
食肉販売業	2港み生食営第0229号	
そうざい製造業	2港み生食営第0230号	

本許可の効力は **令和 2年 4月23日** から **令和 9年 4月30日** までとします。

この決定についての審査請求及び訴訟の提起については、裏面「教示」のとおりです。

- 注意 ○ 本書に記載の許可期限満了後、なお引き続き営業の意思のある方は、許可期限満了の約1か月前に許可更新申請書を忘れず提出してください。
- 申請の際の検査において、食品衛生法施行条例第3条又は食品製造業等取締条例第6条の基準に合致しない場合は、許可されません。